

令和 8 年 7 月 1 日から 開館日、開館時間及び使用料等、減免基準が 変わります

ホームページ



施設名 縄文の里・朝日

(1) 開館日、開館時間（見直しの対象となる貸室名等のみを記載しています）

| 見 直 し 後 | |
|--|-------------------------------|
| 開館時間 | 休 館 日 |
| 10:00～16:00(1月～2月) 9:00～16:30(3月～12月) | 月曜日(祝日の場合は翌日)、 12月28日～1月4日 |

(2) 使用料（見直しの対象となる貸室名等のみを記載しています）

| 利用区分 | 見直し前 | | | 見直し後 | |
|--------------|-----------|-------------|-----------------------|-----------|--------------------------|
| | 単位 | 使用料等 (円) | 冷暖房料等 (1時間) (円) | 単位 | 使用料等 (冷暖房料等 含む)(円) |
| 常設展(大人) | 1回・ 1人 | 400 | — | 1回・ 1人 | 600 |
| 常設展(小中高生) | | 100 | | | 150 |
| 常設展(大人・団体) | | 320 | | | 480 |
| 常設展(小中高生・団体) | | 80 | | | 120 |

(3) 減免基準

- ① 市が主催又は共催する事業で利用するとき 10割
- ② 市以外の官公署が利用するとき 10割
- ③ 市内の公共的団体が、行政活動の協力的目的で利用するとき 5割
- ④ 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき 5割又は10割

※令和 10 年 3 月 31 日まで「5割減額」は「6割減額」とします。